

N H K 裁判を本気で戦い抜こう

2 0 1 8 年 1 0 月 1 日

弁 護 士 佐 藤 真 理

1 今後の裁判進行予定 <イメージ案>

1 0 月 1 日に実質的当事者訴訟の追加

1 0 月中に実質的当事者訴訟の追加の準備書面を提出

1 1 月 2 9 日 午前 1 1 時 第 1 1 口頭弁論

1 月 下旬 ～ 2 月 下旬 第 1 2 回 口頭弁論

4 月 頃 第 1 3 回 口頭弁論 証人・原告本人の申請

2 0 1 9 年 秋 に 証 人 ・ 本 人 尋 問

2 0 2 0 年 春 に 結 審 2 0 2 0 年 秋 に 判 決

2 立証計画について

(1) 損害立証 原告代表ら

(2) 理論部分

(3) 証人の確定に向けて

3 N H K 期待権事件判決

E T V 2 0 0 1 問われる戦時性暴力

「戦争をどう裁くか」3 回シリーズの第 2 回

岩波新書 N H K 新版 松田浩 1 1 9 頁以下

1 2 月 2 7 日 スタジオ終了

1 月 教養番組部長のクレーム

1 月 2 6 日 番組制作局長、放送総局長、野島総合企画室担当局長の同席の試写 女性法廷を批判する立場

の識者コメントを加えよ

1月29日 放送総局長らが安倍部官房副長官を訪れ、番組の事前説明を行う。

安倍 慰安婦問題につき、持論を披瀝の上、「番組は公正中立に」と要望

国会担当の野島の指示で4項目の削除

(121頁)

1月30日当日の夕方 放送総局長がハイライト3分の削除を指示（海老沢会長の指示）

4 市民的公共放送への道

E T V 番組改変事件は、日本社会が戦後半世紀以上経った今日なお、「従軍慰安婦」問題や過去の侵略戦争の責任に向き合えないのはなぜか、また、メディアはなぜ、そうした加害の歴史に沈黙するのかを深く考えさせる貴重な契機ともなった。

従軍慰安婦問題と正面から向き合おうとしたE T V「問われる戦時性暴力」の番組改変は、決して過去の事件ではなく、日本の未来につながる事件だったのである。

「NHK改革」のポイント

- (1) 独立通信・放送行政制度の確立
- (2) 会長や経営委員の選任システムの改革
- (3) 「説明責任」「公開」「参加」の徹底
- (4) 従業員の内部的自由の確立
- (5) 日放労や放送の担い手（ジャーナリスト、制作者）と視聴者との間の連帯関係を強めることの重要性
- (6) 視聴者運動

N H Kを変えていけるのは、視聴者・市民とN H Kを現実
に担っているN H K職員たち（ジャーナリスト、制作者を含む）
の連帯の力以外にない。

日本の公共放送を守る運動であり、権力や市場原理の支配か
らジャーナリズムと文化を擁護し、視聴者のなかに市民を育
て、市民社会のための豊かな公共圏を実現する運動なのであ
る。日本の民主主義の現在と未来がかかっている。

N H Kがいま抱えている問題は、視聴者・国民自身が議論に
参加し、自ら“放送の主権者”としてN H K改革に参画しな
い限り、解決できない性格の問題なのである。

いま私たちは、受信料を徴収されるだけの受け身の存在では
ない。自立した視聴者・市民として、また放送における「国
民主義」の担い手として、N H Kで働く放送の担い手たちと
力を合わせて、N H Kをつくり直し、あるべき市民的公共放
送を実現していく責任がある。

以上